

「緑の雇用」担い手確保支援事業

(1) フォレストワーカー集合研修について

令和7年度「緑の雇用」担い手確保支援事業の集合研修については、令和6年度と同様の内容で6月から実施する予定。(研修日程は別紙日程表(案)のとおり)

(2) フォレストリーダー研修について

令和7年度の「フォレストリーダー研修」についても、令和6年度と同様の内容で8月から実施する予定。

また、研修日程については、現在、予定している講師と日程調整中につき、決定次第、当支援センターホームページ等でお知らせするので、定期的な確認をお願いします。

R7「緑の雇用」集合研修 日程表

6

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		開講式 地域・職場における倫理 読図と山・現場の歩き方	現場作業における安全 能力 健康管理			
8	9	10	11	12	13	14
	開講式 森林整備での労働災害	現場作業における改善力	造林・育林・間伐作業における省力化			
15	16	17	18	19	20	21
	開講式 素材生産での労働災害	現場作業における総合力	森林施業の体系	森林整備の省力化・低コスト化作業		
22	23	24	25	26	27	28
		安全な伐倒・造材・集材作業			はい作業	
		実技①		実技②		安全教育
29	30	7/1				
	チェーンソー・刈払機 道具・資材のメンテナンス					

7

令和7年4月1日

日	月	火	水	木	金	土
	6/30	1	2	3	4	5
		チェーンソー・刈払機 道具・資材のメンテナンス				
6	7	8	9	10	11	12
	玉掛け技能講習					
	学科		実技			
13	14	15	16	17	18	19
	安全な造林・育林作業の確認	安全な伐倒・造材作業の確認	かかり木等処理の進め方	GPS測量の方法		
				学科実技①	学科実技②	
20	21 海の日	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
	刈払機のメンテナンス	チェーンソーのメンテナンス	普通救命講習 道具・資材のメンテ			

8

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
			小型移動式クレーン運転技能講習			
			学科		実技	
10	11 山の日	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
	伐木等機械特別教育			同左		
	学科(全員)	実技①	実技②	実技		
24	25	26	27	28	29	30
	安全な伐倒・造材作業の確認				チェーンソー伐倒・造材・集材	
	実技①		実技②		実技	

9

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
				実技	ワイヤー	
	機械集材装置	機械集材装置の運転に係る特別教育				
	学科(全員)	実技①	実技②	ワイヤー②①		
7	8	9	10	11	12	13
	森林情報の基礎と立木調査の方法					
14	15 敬老の日	16	17	18	19	20
		路網の種類と目的・安全な路網開設 種別作業		ICT・スマート 林業		
		(学科)	(実技)			
21	22	23 秋分の日	24	25	26	27
28	29	30	10/1	10/2	10/3	10/4
	車両系建設機械運転技能講習					
	学科			実技		

10

日	月	火	水	木	金	土
	9/29	9/30	1	2	3	4
	車両系建設機械運転技能講習					
	学科			実技		
5	6	7	8	9	10	11
	不整地運搬車運転技能講習					
	学科	実技①②				
	安全なかかり木等処理作業					
	実技①		実技②			
12	13 スポーツの日	14	15	16	17	18
		造林作業・育林作業・間伐作業の種類と目的				
19	20	21	22	23	24	25
	簡易架線集材特別教育	機械類の管理方法(学科)	車両系・原動機高性能林業機械のメンテナンス(実技)			
	学科・実技①	実技②				
26	27	28	29	30	31	
	走行集材機械特別教育					
	学科(全員)	実技①②				

11

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 文化の日	4	5	6	7	8
		木材流通と木材利用 木材の特性		安全な伐倒・造材作業の最終確認		
9	10	11	12	13	14	15
	わな猟・安全な造林作業	安全な育林作業	安全な育林と安全な伐倒・造材作業	安全な伐倒・造材作業		
16	17	18	19	20	21	22
	効率的な高性能林業機械の使い方 機械操作の検証(学科)					
	指導員研修					
	学科・実技		実技			
23 勤労感謝の日	24 振替休日	25	26	27	28	

FW1

FW2

FW3

FW

イワフジ工業

東新重工

「緑の雇用」事業の研修の体系と助成月数(日数)

研修の種類 実地研修(OJT)

【試用期間】
トライアル雇用 最大3ヶ月
(上限60日)

集合研修
(都道府県毎に森林組合連合会等に委託して実施)

実地研修(OJT)
(事業体毎に実施)

【新規就業者】
林業作業士研修
(フォレストワーカー)
(1年目)

28日間程度

実践研修
最大8ヶ月
(100日以上必須)

(2年目)

29日間程度

実践研修
最大8ヶ月
(100日以上必須)

(3年目)

21日間程度

実践研修
最大8ヶ月
(100日以上必須)

集合研修

【就業経験5年以上】
現場管理責任者研修
(フォレストリーダー)

16日間程度

実践研修
最大8ヶ月
(100日以上必須)

【就業経験10年以上】
統括現場管理責任者研修
(フォレストマネージャー)

10日間程度

実践研修
最大8ヶ月
(100日以上必須)

支援センターで実施します！

支援センターで実施します！

「緑の雇用」担い手確保支援事業

林業就業に意欲がある若者など **就職** **林業経営体** 認定事業主であること等の条件があります。 **研修を受講** 「緑の雇用」担い手確保支援事業は、新規就業者の確保・育成や高度な知識・技術・技能を有する現場技能者へのキャリアアップを推進するための研修等を行う林業経営体に対して助成を行う事業です。

研修の体系		研修の体系			
研修の種類	トライアル雇用 本格就業前に、仕事や職場への適性を試す短期間の研修	林業作業士（フォレストワーカー）研修 森林調査、造林、育林、伐倒、造材、集材、土場管理など 林業就業に必要な知識・技術・技能を段階的に習得するための研修			
	林業就業希望者	山間部への定着希望者	1年目	2年目	3年目
林業経営体の要件	①認定事業主等である林業経営体 ②実施研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体	③兼業・副業・派遣・出向者に対する適切な雇用条件が定められていること 等	①認定事業主等である林業経営体 ②新たに造林事業を始める者で、FW研修（1年目）研修修了後3年以内に認定事業主となる意思を有する林業経営体 ③新たに伐採事業を始める者で、FW研修（1年目）研修修了後3年以内に認定事業主となる意思を有する林業経営体 ④特定地域づくり事業協同組合又は当該組合の組合員である林業経営体であること ⑤実施研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 等 注：①②③④はいずれかに該当すること	①認定事業主等である林業経営体 ②実施研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 ③新たに造林事業に取り組む又は造林事業を拡大する予定である林業経営体 等	③新たに素材生産事業に取り組む又は素材生産事業を拡大する予定である林業経営体 等
	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後5年以上就業できる年齢である者	③林業就業経験：通算1年未満 ④山間部の定着に向けた就業先の一つとして林業を希望している者 等	③林業就業経験：通算1年未満 ④当該年度の通じた就業を予定している者 ⑤林業就業に対する意識が明確な者 ⑥林業就業に必要な健康状態の者 等	③フォレストワーカー研修（1年目）を終了している者 ④フォレストワーカー研修（1年目）修了後、3年以上経過していない者 等	③フォレストワーカー研修（2年目）を終了している者 ④フォレストワーカー研修（1年目）修了後、4年以上経過していない者 等
研修生の要件	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後5年以上就業できる年齢である者	③林業就業経験：通算1年未満 ④山間部の定着に向けた就業先の一つとして林業を希望している者 等	③林業就業経験：通算2年未満 ④当該年度の通じた就業を予定している者 ⑤林業就業に対する意識が明確な者 ⑥林業就業に必要な健康状態の者 等	③フォレストワーカー研修（1年目）を終了している者 ④フォレストワーカー研修（1年目）修了後、3年以上経過していない者 等	③フォレストワーカー研修（2年目）を終了している者 ④フォレストワーカー研修（1年目）修了後、4年以上経過していない者 等
実地研修（OJT） 林業経営体の業務を通じて行う研修	実施する				
集合研修 他の林業経営体の研修生とともに集まって受講する研修	—	林業作業の基本と安全（28日間程度の座学と実習） 【研修中に取得する安全講習等】 ・普通救命講習 ・刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育 ・伐木等の業務に係る特別教育 ・玉掛け技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習	基礎力の定着・向上（29日間程度の座学と実習） 【研修中に取得する安全講習等】 ・不整地運搬車運転技能講習 ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 ・機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習 ・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	林業機械を使用した林業作業（21日間程度の座学と実習） 【研修中に取得する安全講習等】 ・簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育 ・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	

研修の体系	
現場管理責任者（フォレストリーダー）研修	統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修
担当する現場の効率的な運営を行うために必要な知識・技術・技能を習得するための集合研修	複数の現場を統括管理するために必要な知識・技術・技能を習得するための集合研修
①認定事業主等である林業経営体 等	①認定事業主等である林業経営体 等
①林業就業経験：通算5年以上 ②研修を受講するにふさわしい一定の技術水準を有する者 ③現場管理を行う（見込み含む）者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 等	①林業就業経験：通算10年以上 ②研修を受講するにふさわしい一定の技術水準を有する者 ③統括現場管理を行う（見込み含む）者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 等
現場におけるコスト・工程管理（16日間程度の座学と実習） 【研修中に取得する安全講習等】 ・造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 ・はい作業主任者技能講習 ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	経営的リーダーシップ・企画・運営（10日間程度の座学と実習） 【研修中に取得する安全講習等】 ・安全衛生推進者養成講習

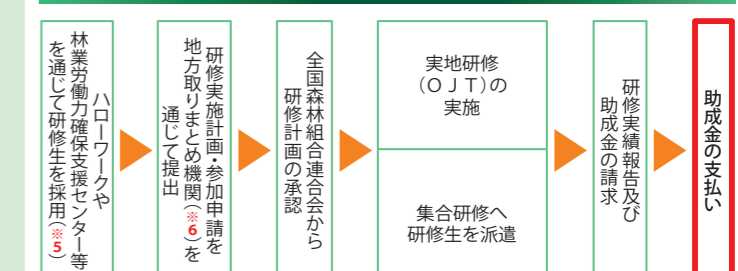
助成の内容・上限（予算状況により変動する場合があります。）

技術習得推進費	90,000円/月 (最大3ヶ月)	81,000円～94,500円/月※4 (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大2ヶ月)
研修生1人当たりの上限(定額)	技術習得推進費に応じた労災保険料(52/1,000)(最大3ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(52/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(52/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(52/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(52/1,000)(最大2ヶ月)
労災保険料	5,000円/日 (上限60日)	5,000円/日 (上限140日)	5,000円/日 (上限140日)	5,000円/日 (上限140日)	5,000円/日 (上限40日)
指導費※1※2	20,000円/月 (最大3ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大2ヶ月)
指導員1人当たり(定額)	20,000円/月 (最大3ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	—	—	—
研修業務管理費	20,000円/月 (最大3ヶ月)	10,000円/月 (最大8ヶ月)	10,000円/月 (最大8ヶ月)	10,000円/月 (最大8ヶ月)	—
1林業経営体当たり(定額)	20,000円/月 (最大3ヶ月)	50,000円 (但し、トライアル雇用にて同助成を受けていない研修生のみ)	—	—	—
雇用促進支援費(住宅手当)	—	—	—	—	—
研修生1人当たりの上限※3	—	—	—	—	—
就業環境整備費(社会保険)	—	—	—	—	—
研修生1人当たりの上限※3	—	—	—	—	—
資材費	50,000円	—	—	—	—
研修生1人当たりの上限※3	—	—	—	—	—
研修準備費(チェーンソー・刈払機・無線機)	—	—	—	—	—
研修生1人当たりの上限※3	—	—	—	—	—
安全向上対策費(防護スボン・ブーツ・ファン付き作業服)	—	50,000円	50,000円	50,000円	—
研修生1人当たりの上限※3	—	—	—	—	—
研修環境整備費(簡易トイレ・休憩所のレンタル)	—	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	—
女性研修生1人当たりの上限※3	—	—	—	—	—
技能講習等受講費(伐採作業等の技能講習等受講費)	—	—	—	—	110,000円
研修生1人当たりの上限※3	—	—	—	—	—

助成の内容・上限（予算状況により変動する場合があります。）

技術習得推進費	90,000円/年
研修生1人当たりの上限(定額)	2,200円/日 (都道府県外・離島のみ)
日当	7,800円/日、8,700円/日 (都道府県外・離島のみ) (※宿泊地により異なる)
旅行1日当たりの上限額	—
宿泊費	—
旅行1日当たりの上限額	—
交通費	実費 (都道府県外・離島のみ) ※公共交通機関の利用料等の移動に必要な経費
研修生1人当たり	—

申請から支給までの流れ



※1：研修生の人数と、配置される指導員の数に応じて助成します。
 ※2：指導費の助成について、別途定められた要件を満たす事業所がある場合はその事業所を1林業経営体とみなすことができます。
 ※3：林業経営体負担分を上限とします。
 ※4：研修生の定着率により変動します。
 ※5：トライアル雇用とフォレストワーカー研修（1年目）（トライアル雇用から引き続きの場合を除く）のみ
 ※6：林業労働力確保支援センター等（裏面の相談窓口一覧を参照）

●●●認定事業主とは ●●●
 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から改善計画の認定を受けた事業主

●●●指導員について ●●●
 実地研修(OJT)を統括的に管理・指導するため、各林業経営体で指導員を選任の上、研修指導を行います。

——指導員の資格——
 フォレストリーダー研修もしくはフォレストマネージャー研修の修了者等